

第62回 定時株主総会

招 集 ご 通 知

開催日時

2021年3月24日(水曜日)午前10時 (受付開始：午前9時)

開催場所

東京都港区六本木五丁目11番16号

公益財団法人 国際文化会館 地下1階 岩崎小彌太記念ホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第8号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

目次

第62回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	2
連結計算書類	26
計算書類	38
監査報告書	51
株主総会参考書類	57



アグロ カネショウ株式会社

証券コード 4955



招集ご通知

証券コード 4955

2021年3月5日

株主各位

東京都港区赤坂四丁目2番19号

アグロ カネショウ株式会社

代表取締役社長 榎引 博敬

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2021年3月23日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

- | | |
|----------------|---|
| 1. 日 時 | 2021年3月24日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時） |
| 2. 場 所 | 東京都港区六本木五丁目11番16号 公益財団法人 国際文化会館地下1階 岩崎小彌太記念ホール |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第62期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第62期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件 |

以 上

- 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの**当社ウェブサイト** (<https://www.agrokanesho.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。
- 公共交通機関でのご来場をお願い申し上げます。

1 企業集団の現況に関する事項

1. 企業集団の事業の経過及びその成果

(1) 全般的概況

国内農業は、農業生産者の減少及び高齢化が進んでいる一方で、大規模生産者や農業法人の増加など農業生産構造の変化が現れてきております。また、一昨年からの相次ぐ大型台風や大雨が農業へ大きな被害をもたらしており、その影響を残している国内農業は大変厳しい環境にあります。このような中、国内農薬業界におきましては、改正農薬取締法（2018年12月施行）により一層の農薬の安全性の向上が要求されており、国内の既登録農薬についても最近の科学的知見に基づいた安全性等の再評価が必要となっております。また、世界農薬市場におきましては、国内に先行し農薬登録制度の見直しが行われており、農薬使用時や残留農薬の安全性評価に留まらず生態系に対する環境影響評価が強化され、多くの既存薬剤の登録の失効・淘汰が進んでいます。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大による農薬の生産・物流・消費等に対する影響を注視していく必要があります。

このような情勢の中で当社グループは、経営理念である「我が信条」（お客様のため、社員のため、社会のため、株主のためという4か条）並びに「どこまでも農家とともに」をモットーとして研究開発・技術普及・生産・販売を展開しております。これまでに多くのステークホルダーの方々のご支援をいただき、当連結会計年度に創立70周年を迎えました。創業以来の経営理念を堅持しつつ100年企業を目指すために、「Lead The Way 2025」をスローガンとした長期事業計画とともに、新中期事業計画(2019年-2021年)を策定し「飛躍のための加速期間」をテーマとして取り組んでおります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために当社グループは安全性や衛生管理に配慮した業務運営に取り組んでおります。

■ 売上高

(単位：百万円)



■ 営業利益

(単位：百万円)



研究開発部門では、創薬のための研究開発を継続するために組織力の増強と研究レベルの向上を図り、ポートフォリオの充実と拡大に努めております。新規害虫防除剤「兼商ヨーバルフロアブル」は2020年1月に登録しました。また、自社剤を活用したゴルフ場向け除草剤の登録申請を行いました。さらに、国内市場向けの新規成分の害虫・病害防除剤の開発を進めております。

生産部門では、東京電力福島第一原子力発電所事故による福島工場の操業停止から10年となる中、山口工場はその代替工場として2018年11月に建設され操業3年目を迎えました。山口工場は、現在ISO9001の拡張審査を受けており、茨城工場・直江津工場と併せて自社生産体制の向上により、製品の安定供給とコスト削減に取り組むとともに、品質保証と顧客満足の向上に努めております。また、山口工場は西日本の物流拠点としての機能を備えており、東日本の物流拠点である所沢物流倉庫と併せた効率的な運用による一層のサービス向上に努めてまいります。

なお、2011年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所の事故による営業損害につきましては、東京電力ホールディングス株式会社に対し損害賠償訴訟を係属中であります。

営業技術普及部門では、農業生産者への適切な技術情報の提供に加えて、土壌分析室を活用し、農業の根幹となる土づくり、土壌のセンチュウ対策、病害虫診断の支援活動を拡大しています。さらに、グローバルGAP認証取得支援並びに地域の農業・栽培問題解決のための研究実践農場（カネショウファーム）の運営も全国6か所に拡大し、これらのサービス提供により地域農業や農業生産者への貢献に努めております。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い営業・技術普及活動の一部自粛や制限を実施いたしました。結果としてお客様への技術情報などの提供が出来ず大変ご不便をおかけしました。そこで5月13日より「お客様相談窓口」の強化を図り、能動的に製品の技術情報などお客様のお問い合わせに対応いたしました。

海外事業部門では、主力製品「カネマイトフロアブル」の登録が世界45か国で認可され更に10か国で開発を進めております。「ネマキック粒剤・液剤」については現在9か国で登録が認可され今後も登録国の拡大に取り組んでまいります。また、海外子会社を通じて全世界で「バスマイド微粒剤」、「D-D」の登録維持・拡大・販売活動を整備し、韓国においては現地販売会社・小売店・農家に対する直接的な支援を強化してまいります。

当連結会計年度においては、害虫防除剤のうち主に海外向け「カネマイトフロアブル」、「ダーズバンDF」、新規に上市した「兼商ヨーバルフロアブル」及び、主要剤である土壌消毒剤のうち、海外向け「D-D」等の売上が前連結会計年度比増加に貢献しました。これに対して、売上原価、販売費及び一般管理費の増加により営業利益が減少しております。また、山口工場建設にかかる補助金収入を特別利益に、たな卸資産廃棄損を特別損失に計上いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は152億3百万円（前連結会計年度比4.4%増）、営業利益は10億3千8百万円（前連結会計年度比15.6%減）、経常利益は11億7千7百万円（前連結会計年度比11.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は4億8千9百万円（前連結会計年度比49.3%減）となりました。

■ 経常利益

(単位：百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



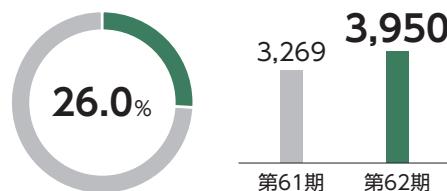
(2) 事業別概況

当社グループは農薬の製造、販売事業の単一セグメントであります。製品の種類の営業概況は次のとおりであります。

1 害虫防除剤

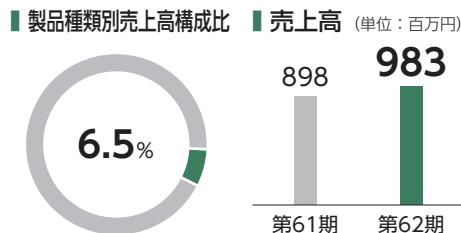
国内ではコロナ禍で影響を大きく受けた花き市場で使用されている「ペンタック水和剤」、「カネマイトフロアブル」が前連結会計年度を下回りましたが、「アルバリン剤」が前連結会計年度を上回り、「ダズバンDF」、新規剤の「兼商ヨーバルフロアブル」が売上に貢献しました。海外では主に「カネマイトフロアブル」が北米・欧州を中心に前連結会計年度を上回り、害虫防除剤全体で前連結会計年度を上回りました。この結果、売上高は39億5千万円（前連結会計年度比20.8%増）となりました。

■ 製品種類別売上高構成比 ■ 売上高 (単位：百万円)



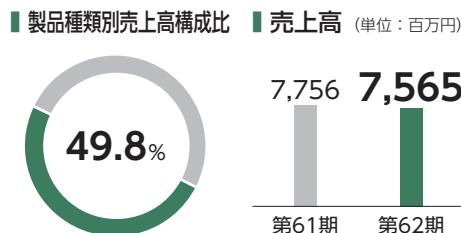
2 病害防除剤

「兼商クプロシールド」、「ストライド顆粒水和剤」、「アフェットフロアブル」が前連結会計年度を上回り、病害防除剤全体で前連結会計年度を上回りました。この結果、売上高は9億8千3百万円（前連結会計年度比9.6%増）となりました。



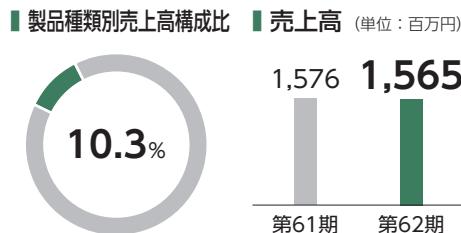
3 土壌消毒剤

海外では「D-D」が欧州地域で前連結会計年度を上回りましたが、「バスアミド微粒剤」、「ネマキック粒剤」が前連結会計年度を下回り、国内では「バスアミド微粒剤」は前連結会計年度をやや上回りましたが、「D-D」、「ネマキック粒剤」が前連結会計年度を下回り、土壌消毒剤全体で前連結会計年度を下回りました。この結果、売上高は75億6千5百万円（前連結会計年度比2.5%減）となりました。



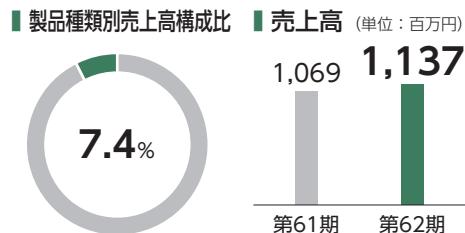
4 除草剤

「アークエース1キロ粒剤」が前連結会計年度を上回り、「モゲトン粒剤」は前連結会計年度とほぼ同等となりましたが、「カソロン剤」が前連結会計年度をやや下回り、除草剤全体でも前連結会計年度をやや下回りました。この結果、売上高は15億6千5百万円（前連結会計年度比0.7%減）となりました。



5 その他

園芸用品、植調剤、展着剤が前連結会計年度を上回り、その他全体で前連結会計年度を上回りました。この結果、売上高は11億3千7百万円（前連結会計年度比6.4%増）となりました。



2. 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関等からの借入により充ちました。

3. 企業集団の設備投資等の状況

当社グループは、生産設備の合理化、効率化及び研究開発力の強化などを目的とした投資を行っております。

当連結会計年度の設備投資額は1億8千6百万円であります。

4. 企業集団及び当社の製品種類別売上高推移

(1) 企業集団の製品種類別売上高推移

(単位：千円)

区 分		第59期 2017年12月期	第60期 2018年12月期	第61期 2019年12月期	第62期 2020年12月期 (当連結会計年度)
農 業	害虫防除剤	2,724,969 (18.7%)	3,187,780 (20.7%)	3,269,470 (22.5%)	3,950,916 (26.0%)
	病害防除剤	846,679 (5.8%)	919,055 (6.0%)	898,115 (6.2%)	983,924 (6.5%)
	土壌消毒剤	8,465,340 (58.0%)	8,706,858 (56.4%)	7,756,028 (53.2%)	7,565,218 (49.8%)
	除草剤	1,527,390 (10.5%)	1,523,592 (9.9%)	1,576,672 (10.8%)	1,565,657 (10.3%)
	その他	1,023,468 (7.0%)	1,073,899 (7.0%)	1,069,013 (7.3%)	1,137,666 (7.4%)
合 計	14,587,849 (100.0%)	15,411,185 (100.0%)	14,569,300 (100.0%)	15,203,384 (100.0%)	

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

(2) 当社の製品種類別売上高推移

(単位：千円)

区 分		第59期 2017年12月期	第60期 2018年12月期	第61期 2019年12月期	第62期 2020年12月期 (当期)
農 業	害虫防除剤	2,704,199 (22.4%)	3,169,727 (25.3%)	3,247,089 (26.3%)	3,926,633 (30.5%)
	病害防除剤	846,679 (7.0%)	919,055 (7.3%)	898,115 (7.3%)	983,924 (7.6%)
	土壌消毒剤	6,015,665 (49.6%)	5,850,931 (46.7%)	5,539,037 (44.9%)	5,272,388 (40.9%)
	除草剤	1,527,390 (12.6%)	1,518,850 (12.1%)	1,571,464 (12.8%)	1,562,939 (12.1%)
	その他	1,023,468 (8.4%)	1,073,265 (8.6%)	1,069,013 (8.7%)	1,136,752 (8.9%)
合 計	12,117,404 (100.0%)	12,531,830 (100.0%)	12,324,720 (100.0%)	12,882,638 (100.0%)	

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

5. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分		第59期 2017年12月期	第60期 2018年12月期	第61期 2019年12月期	第62期 2020年12月期 (当連結会計年度)
売上高	(千円)	14,587,849	15,411,185	14,569,300	15,203,384
経常利益	(千円)	2,094,152	2,161,675	1,328,401	1,177,705
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	1,922,140	1,301,412	966,504	489,958
1株当たり当期純利益		152円11銭	102円99銭	76円47銭	39円06銭
純資産額	(千円)	21,208,768	21,625,235	21,990,504	21,370,169
総資産額	(千円)	26,494,360	30,429,110	30,214,277	28,977,552

(注1) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

(注2) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

ただし、期中平均発行済株式数は、発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

(2) 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分		第59期 2017年12月期	第60期 2018年12月期	第61期 2019年12月期	第62期 2020年12月期 (当期)
売上高	(千円)	12,117,404	12,531,830	12,324,720	12,882,638
経常利益	(千円)	1,254,030	1,550,254	1,101,295	1,866,243
当期純利益	(千円)	1,747,015	1,220,025	1,041,896	1,421,890
1株当たり当期純利益		138円26銭	96円55銭	82円43銭	113円34銭
純資産額	(千円)	15,147,180	16,029,009	16,803,571	17,553,413
総資産額	(千円)	19,880,220	23,761,955	24,566,624	24,708,294

(注1) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

(注2) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

ただし、期中平均発行済株式数は、発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

6. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、創業以来一貫して創業者の精神である「我が信条」に謳われている経営理念、すなわち

第1; 我々の責任は、我々の商品とサービスを利用するすべてのお客様に対するものである。

第2; 我々の責任は、我々の事業に参画しているすべての社員に対するものである。

第3; 我々の責任は、我々が事業を営む地域社会、ひいては社会全体に対するものである。

第4; 我々の責任は、株主に対するものである。

を経営の基本方針としております。

「我が信条」のもと成長戦略を着実に遂行し、得られた利益を継続的な研究開発投資に充てるための内部留保、社員及び株主に三分割する考え方も経営方針としております。

(2) 当社グループの現状の認識について

現在の当社グループを取り巻く経済環境は、日本国内では人口の頭打ちや少子高齢化による食料消費の低迷、農業の担い手不足、依然低レベルにある食料自給率など、従来抱えてきた構造的な諸問題に改善は見られず、他方、国内農政も、農協改革を始めとして、農地集約、農業者所得、農業規制について改革が進行中で、その結果として農薬価格の引き下げや、営農指導サービスの低下等の影響が懸念されております。

このような認識のもと、当社グループは今まで築き上げてきた農家、会員店・JA・販売店、当社グループが密に連携する「トライアングル作戦」を今後も積極的に展開することに加え、土壌診断サービス、グローバルGAP認証取得支援サービス、カネショウファーム活動などの新たなサービスにより、エンド・ユーザーである農家の方々に安心・安全な農薬を普及・販売していく所存であります。

また、今後の更なる事業拡大に向けて、生産拠点の分散によるリスクの低減並びに製品の安定供給の実現のため、2018年11月、山口県防府市に山口工場を建設いたしました。引続き外部環境変化を見据えながら、積極的な経営を推進してまいります。

なお、当社グループは、2011年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所の事故により、国内における主な生産拠点である福島工場が操業停止となり、これにより発生した営業損害について、東京電力ホールディングス株式会社に対して損害賠償訴訟を提起しており、現在も係属中です。

(3) 当面の対処すべき課題

(イ) 研究開発

既存剤については、主要剤の国内再評価制度に対応すること、海外の登録制度に対応し登録維持と拡大を図ること、また、継続的な品質改善により競争力を維持することを課題としております。

新規剤については、組織力の増強と研究レベルの向上を図り、研究分野の選択と集中を行うことにより、コスト意識の向上を図るとともに、海外展開も視野にいれた研究開発体制を強化させることを課題としております。

(ロ) 生産

東京電力福島第一原子力発電所の事故により操業停止となった福島工場に代わり、自社生産率向上及び物流の効率化を目的として、2018年11月に山口県防府市に山口工場及び物流倉庫を建設いたしました。山口工場は、ISO9001の拡張審査を受けており、認定される見込みです。直江津工場・茨城工場と併せて製品の安定供給とコスト削減に取り組むとともに、顧客満足が得られる品質管理及び西日本の物流体制の強化を課題としております。

(ハ) 営業・技術普及

製品の安全・適正な使用のために一層充実した技術普及活動を展開するとともに農業生産者への新しい付加価値サービスとしての土壌診断サービス、グローバルGAP認証取得支援サービス、カネショウファーム活動の拡大と品質向上に努めます。

なお、海外農業市場においては、各国において登録認可となっている主要剤を中心に、海外展開を積極的に行っていくこと、また、新たな剤の登録取得を進め、積極的な拡販を行うことを当面の課題としております。

(4) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、100年企業を目指すため、2016年に「Lead The Way 2025」をスローガンとする長期事業計画とともに2016年－2018年の3か年を対象期間とする中期事業計画を策定し、「強固な経営基盤づくり」に取り組んでまいりました。2019年からは、2021年を最終年度とする新たな中期事業計画（2019年－2021年）を策定し、「飛躍のための加速期間」をテーマとして取り組んでおります。

これまでに多くのステークホルダーの方々のご支援をいただきまして、おかげさまで2020年には創立70周年を迎え、創業以来の経営理念を堅持しつつ、100年企業を目指して引き続き企業価値の向上に努めてまいります。

(イ) 中期事業計画策定の趣旨

わが社は2011年の東京電力福島第一原子力発電所の事故以降は多難な事業環境にあり、東京電力ホールディングス株式会社との損害賠償訴訟はまだ続いておりますが、社員一丸となって困難を乗り越えてきました。2018年11月には山口新工場が稼働し、自社生産体制への回復を図っています。また、全社的な人材育成、製品ポートフォリオの拡充、販売拡大等の課題に継続的に取り組んでおります。

「Lead The Way 2025」で掲げた2025年における売上高300億円の達成に向け、前計画（2016年－2018年）で達成した成果を活かしつつ、現中期計画（2019年－2021年）の新たな施策を着実に実行してまいります。

(ロ) 中期事業計画の骨子

① 理念・社風

わが社創業以来の経営理念である「我が信条」は社員ひとりひとりに深く浸透しており、今後大切にしていきます。お客様、社員、社会、株主などステークホルダーのために、「どこまでも農家とともに」をモットーに今後も事業拡大に取り組んでいきます。

② 事業

- ・ 海外事業の強化

組織強化による戦略的な販売展開

- ・ 研究開発力の強化

研究の外部ソースの活用及び買収案件への取り組み強化

- ・ 技術力の更なる強化と新サービスの実践

土壌診断サービス、グローバルGAP認証取得支援サービス、カネショウファーム活動等による事業差別化

③ 人的資源の強化

人材育成のための人事制度見直し

④ 経営基盤の強化

コーポレートガバナンス体制の強化

⑤ 安定供給体制構築

山口工場稼働による自社生産体制及び物流体制の強化

⑥ 収益管理体制の構築・強化

PDCA管理の徹底

⑦ CSR経営の推進

サービス提供型企业としての事業活動推進

(ハ) 主要経営数値目標

(単位：百万円)

	2019年12月期 実績	2020年12月期 実績	2021年12月期 業績予想
売上高	14,569	15,203	16,000
営業利益	1,230	1,038	1,107
親会社株主に帰属 する当期純利益	966	489	569

7. 企業集団の主要な事業内容（2020年12月31日現在）

当社グループは、土壌消毒剤、害虫防除剤、病害防除剤等農業薬品の製造販売を主な事業としております。

8. 企業集団の主要な営業所及び工場（2020年12月31日現在）

(当社)

名 称	所在地	名 称	所在地
本社	東京都港区	西日本支店	大阪府吹田市
北海道支店	北海道札幌市	高松営業所	香川県高松市
東北支店	青森県弘前市	九州支店	福岡県久留米市
北東北営業所	青森県弘前市	ヨーロッパ支店	ドイツ連邦共和国 シュターデ市
南東北営業所	山形県山形市	所沢事業所	埼玉県所沢市
関東支店	埼玉県所沢市	結城事業所	茨城県結城市
中部営業所	長野県長野市	直江津工場	新潟県上越市
東海支店	愛知県名古屋市	茨城工場	茨城県結城市
		山口工場	山口県防府市

(Kanesho Soil Treatment SRL/BV)

本社 ベルギー王国ブリュッセル市

(AGRO-KANESHO KOREA CO., LTD.)

本社 大韓民国ソウル市

(株式会社KANESHO CHP)

本社 東京都港区

9. 従業員の状況（2020年12月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

	当連結会計年度末	前連結会計年度末比増減
従業員数	275名	増8名

(2) 当社の従業員の状況

	当期末	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
従業員数	267名	増10名	41.2歳	13.3年

(注) (1) 及び (2) の従業員数は、就業人員を記載しております。

10. 関係会社の状況

重要な子会社の状況（2020年12月31日現在）

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
AGRO-KANESHO KOREA CO., LTD.	200,000千ウォン	100.0%	農業薬品、工業薬品、肥料、包装資材及び農業用機械の製造、売買、輸出入及び仲介業務
Kanesho Soil Treatment SRL/BV	32,500千ユーロ	60.0%	農業用土壌消毒剤販売
株式会社KANESHO CHP	10百万円	70.0%	クロルピリホス剤に関する日本及び韓国における知的財産権の保有及び維持

11. 主要な借入先（2020年12月31日現在）

借入先	借入金残高（千円）
株式会社みずほ銀行	788,600
株式会社三菱UFJ銀行	780,776
株式会社三井住友銀行	353,360
三井住友信託銀行株式会社	40,000
株式会社山口銀行	211,400
三井物産株式会社	414,774

2 会社の株式に関する事項（2020年12月31日現在）

1. 発行可能株式総数 20,000,000株
2. 発行済株式総数 12,447,198株（自己株式 957,664株を除く）
3. 株主数 6,312名
4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株 式 会 社 麻 生	千株 2,074	% 16.66
G O L D M A N S A C H S & C O. R E G	1,288	10.34
兼 商 産 業 株 式 会 社	800	6.42
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L	670	5.38
三 井 物 産 株 式 会 社	482	3.87
M L I F O R C L I E N T G E N E R A L O M N I N O N C O L L A T E R A L N O N T R E A T Y - P B	448	3.59
櫛 引 博 敬	401	3.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	371	2.98
ア グ ロ カ ネ シ ヨ ウ 取 引 先 持 株 会	312	2.51
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	250	2.00

- (注) 1 記載株数は千株未満を切捨てて表示しております。
 2 当社は、自己株式957,664株を保有しておりますが、上記大株主の中には含めておりません。
 3 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役（2020年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	櫛引博敬	(重要な兼職) Kanesho Soil Treatment SRL/BV 代表取締役社長
代表取締役専務	井上智広	(重要な兼職) Kanesho Soil Treatment SRL/BV 取締役
取締役	金瀬聖	執行役員 研究開発本部長 (重要な兼職) 株式会社KANESHO CHP 代表取締役社長 AGRO-KANESHO KOREA CO., LTD. 理事
取締役	後藤純	執行役員 営業技術普及本部長
取締役	海部行延	執行役員 経営企画本部長
取締役	藤倉基晴	
取締役	岩崎泰一	弁護士
常勤監査役	長谷川正次	
常勤監査役	市野則夫	
監査役	横山和夫	公認会計士、税理士
監査役	大久保雅晴	弁護士

(注) 1 会社法第2条第15号に定める社外取締役は下記のとおりです。

藤倉基晴氏

岩崎泰一氏

両氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしておりますので、同取引所に独立役員として届け出ております。

2 岩崎泰一氏は弁護士として法律問題に長年の経験を有しております。

3 会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役は下記のとおりです。

横山和夫氏

大久保雅晴氏

両氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしておりますので、同取引所に独立役員として届け出ております。

4 監査役のうち横山和夫氏は公認会計士として企業会計に精通し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、大久保雅晴氏は弁護士として法律問題に長年の経験を有しております。

【ご参考】当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は以下の2名であります。

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員	城戸和敏	生産本部長
執行役員	山本修	海外事業部長 AGRO-KANESHO KOREA CO., LTD. 代表理事 Kanesho Soil Treatment SRL/BV 取締役

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との間で会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨定款で規定し、社外取締役及び社外監査役との間で会社法第425条第1項に定める最低限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	7名	186,330 千円
監査役	4名	34,320 千円
合計	11名	220,650 千円
(うち社外役員)	(4名)	(26,400) 千円

- (注) 1 役員賞与金につきましては引き続き計上いたしておりません。
 2 取締役の報酬等の額には、役員株式給付引当金繰入額20,291千円を含んでおります。
 3 取締役の報酬等の額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。

4. 社外役員に関する事項

(1) 社外取締役

当事業年度における主な活動状況

取締役会

当事業年度におきましては、合計16回の取締役会を開催しました。

社外取締役藤倉基晴氏は16回中16回の全てに出席し、岩崎泰一氏は16回中16回の全てに出席しました。藤倉基晴氏は金融業界での豊富な経験及び幅広い見識から発言を行い、岩崎泰一氏は法律専門家として専門的な観点から発言を行っております。

(2) 社外監査役

当事業年度における主な活動状況

イ.取締役会

当事業年度におきましては、合計16回の取締役会を開催しました。

社外監査役横山和夫氏は16回中16回の全てに出席し、大久保雅晴氏は16回中16回の全てに出席しました。社外監査役2名は各々会計専門家及び法律専門家として専門的な観点から質問し、助言を行っております。

ロ.監査役会

当事業年度におきましては、合計14回の監査役会を開催しました。

社外監査役横山和夫氏は14回中14回の全てに出席し、大久保雅晴氏は14回中14回の全てに出席しました。社外監査役2名はともに専門的な立場から情報の収集を行い、意見を述べることにより当会の運営を担っております。

5 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円
②当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,450千円

- (注) 1 当社の子会社のうち「Kanesho Soil Treatment SRL/BV」はDeloitte & Touche LLPの監査を、「AGRO-KANESHO KOREA CO., LTD.」はDeloitte Anjin LLCの監査を受けております。
- 2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
- 3 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、上記のほか、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人として適当でないと判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

6 業務の適正を確保するための体制

1. 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号及び第5号二）

当社は、経営理念である社是「我が信条」及び経営の基本方針に則った行動規範を制定し、代表取締役がその精神を当社グループの取締役及び全使用人に継続的に伝達することにより、法令順守と社会倫理の順守を企業活動の原点とすることを徹底する。代表取締役はコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持・整備を図り、啓蒙教育を実施する。内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を置く。当社グループの取締役及び使用人は重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞無く取締役会において報告するものとする。法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社内通報システムを整備し、内部通報制度運用規程に基づきその運用を行うこととする。監査役は法令順守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

取締役の職務執行・意思決定に係る情報は文書により保存し、これら文書を別に定める文書管理規程、文書保存期間一覧表に定める期間中、厳正に保存・管理するものとする。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号及び第5号ロ）

代表取締役は、経営企画本部担当取締役をリスク管理に関する総括責任者に任命し、各部門担当取締役と共に、カテゴリー毎のリスクを体系的に管理するため、必要なリスク管理規程を制定する。全社的なリスクを総括的に管理する部門は経営企画本部とし、当社グループ各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立する。監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は定期的に当社グループのリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号及び第5号ハ）

当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、当社は、取締役会規程に基づいて取締役会を月1回開催するほか適宜臨時に開催するものとする。また、経営に関する重要事項については経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会で執行決定を行うものとする。取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任・執行手続の詳細を定めるものとする。中期経営計画及び年度事業計画を立案し、当社グループの目標を定めるものとする。また、取締役・監査役及び各部門長により構成された業務報告会において、定期的に各部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとする。

5. 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第5号イ）

当社グループの業務の適正を確保するため、子会社の取締役等と常日頃からコンタクトを持ち、子会社を含む企業集団としての経営について協議するほか、子会社の取締役や監査役に当社からの派遣を通じて緊密な連携を図り、子会社が当社の経営方針に沿って適正に運営されていることを定期的に確認するとともに、内部統制に関する情報の伝達、共有化等が効率的に行える体制を構築する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号及び第3号）

監査役の職務を補助する監査役補助者を必要に応じて使用人から任命することができる。監査役補助者の任命・解任・評価・人事異動は監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立を確保するものとし、監査役が補助者に指示した補助業務に関して、取締役の指揮命令は及ばないものとする。

7. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第4号イ・ロ及び第5号）

当社グループの取締役及び使用人は業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査役にその都度報告するものとする。また、監査役はいつでも必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。さらに当社グループの内部通報制度事務局は、当社グループの取締役及び使用人からの内部通報が発生した場合、その状況を監査役に報告するものとする。なお、当社は、監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いは行わないものとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第6号及び第7号）

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席すると共に、決裁申請書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。また、監査役会規程及び監査役監査基準に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保すると共に、監査役は会計監査人及び内部監査室と緊密な連携を保ちながら、自らの監査成果の達成を図る。なお、当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該費用が監査役の職務執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた当事業年度における実施状況は次のとおりであります。

1. 取締役会を16回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、当社グループにおける月次の営業実績の分析・対策・評価を検討するとともに法令への適合性及び業務の適正性の観点から審議しました。
2. 監査役会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令の順守についての監査等を行いました。
3. 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき当社グループにおける内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
4. 当社グループ会社の業務の適正を確保するため、子会社の取締役より経営状況等について当社取締役会で適宜報告を受け、状況を把握しております。
5. 社員のコンプライアンス意識を高めるため全社員を対象としたインサイダー取引規制研修を実施し、社員の法令順守と企業倫理の浸透及び、コンプライアンスに関する認識の向上を図りました。
6. 労働施策総合推進法の改正（2020年6月1日）等の情勢を鑑みつつ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とする社会情勢の変化等が社員の心身にもたらす影響に配慮し、あわせて良好な職場環境の維持と増進に努めるため、2020年11月よりメンタルケアサポートを行う会社と契約し、担当保健師による各事業所の巡回もしくはオンラインによる社員面談を中心に、社員が安心して相談できる体制を構築いたしました。

8 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

9 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分は、株主の皆様に対する経営上の重要課題と認識しており、企業体質の強化に努めつつ、将来の発展に向けての研究開発及び設備投資を実施すると同時に、安定的な配当金の支払を継続することを基本としております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第62期 (2020年12月31日現在)	科目	第62期 (2020年12月31日現在)
資産の部		負債の部	
流動資産	21,556,733	流動負債	3,755,697
現金及び預金	11,958,996	買掛金	1,171,906
受取手形及び売掛金	3,539,292	1年内返済予定長期借入金	390,441
電子記録債権	385,417	リース債務	14,902
商品及び製品	3,353,548	未払法人税等	104,023
仕掛品	287,364	賞与引当金	49,353
原材料及び貯蔵品	1,416,187	その他	2,025,070
その他	616,014	固定負債	3,851,684
貸倒引当金	△87	退職給付に係る負債	347,167
固定資産	7,420,818	役員株式給付引当金	76,095
有形固定資産	5,389,351	長期借入金	2,198,469
建物及び構築物	2,610,729	長期未払金	499,942
機械装置及び運搬具	877,065	リース債務	27,415
土地	1,808,782	その他	702,595
リース資産	37,807	負債合計	7,607,382
その他	54,966	純資産の部	
無形固定資産	1,418,551	株主資本	18,947,418
のれん	1,349,530	資本金	1,809,177
その他	69,020	資本剰余金	2,167,511
投資その他の資産	612,916	利益剰余金	15,915,094
投資有価証券	99,461	自己株式	△944,364
繰延税金資産	340,748	その他の包括利益累計額	△105,511
その他	197,706	その他有価証券評価差額金	32,788
貸倒引当金	△25,000	為替換算調整勘定	△112,339
資産合計	28,977,552	退職給付に係る調整累計額	△25,959
		非支配株主持分	2,528,262
		純資産合計	21,370,169
		負債及び純資産合計	28,977,552

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	第62期 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)
売上高	15,203,384
売上原価	9,086,462
売上総利益	6,116,922
販売費及び一般管理費	5,078,426
営業利益	1,038,495
営業外収益	
受取利息	782
受取配当金	3,201
受取地代家賃	16,281
企業誘致奨励金	34,432
受取保険金	36,380
情報提供料収入	33,997
支払手数料返戻金	27,000
その他	22,973
営業外収益合計	175,047
営業外費用	
支払利息	14,470
支払手数料	3,623
為替差損	17,228
その他	514
営業外費用合計	35,837
経常利益	1,177,705
特別利益	
補助金収入	106,757
特別利益合計	106,757
特別損失	
たな卸資産廃棄損	415,213
特別損失合計	415,213
税金等調整前当期純利益	869,248
法人税、住民税及び事業税	293,931
法人税等調整額	△47,013
法人税等合計	246,917
当期純利益	622,331
非支配株主に帰属する当期純利益	132,373
親会社株主に帰属する当期純利益	489,958

連結株主資本等変動計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,809,177	2,167,511	15,704,483	△564,257	19,116,914
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△279,347	—	△279,347
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	489,958	—	489,958
自己株式の取得	—	—	—	△380,107	△380,107
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	210,611	△380,107	△169,496
当期末残高	1,809,177	2,167,511	15,915,094	△944,364	18,947,418

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	45,381	△247,307	△3,827	△205,753	3,079,343	21,990,504
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△279,347
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	489,958
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△380,107
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△12,593	134,968	△22,132	100,242	△551,080	△450,838
当期変動額合計	△12,593	134,968	△22,132	100,242	△551,080	△620,334
当期末残高	32,788	△112,339	△25,959	△105,511	2,528,262	21,370,169

連結注記表

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社
連結子会社の名称 Kanesho Soil Treatment SRL/BV
AGRO-KANESHO KOREA CO., LTD.
株式会社KANESHO CHP

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。)

時価のないもの……移動平均法に基づく原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産……………当社は主として定率法、在外連結子会社は定額法を採用しております。
(リース資産を除く) 但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～50年

機械装置 8～12年

ロ. 無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

当社は債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社は従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当連結会計年度負担分を計上しております。

ハ. 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により発生の際連結会計年度から費用処理しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

為替予約 振当処理によっております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建取引

・ヘッジ方針

当社社内規程に基づき為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

・ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引に対しては、為替予約とヘッジ対象取引との通貨単位、取引金額及び決済期日等の同一性について、社内管理資料に基づき有効性評価を行っております。

ロ. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

5. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、8年以内の合理的な年数で均等償却を行っております。

2 未適用の会計基準等

収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

① 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606) を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

② 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

③ 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

3 追加情報

(株式報酬制度)

当社は、取締役（社外取締役を除く。以下同様とする。）を対象に、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。

当該信託に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

(1) 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式交付規程に基づいて、一定の要件を満たした当社の取締役に対し、当社株式を交付する仕組みです。

当社は、取締役に対し株式交付規程に基づいてポイントを付与し、取締役退任時に確定したポイントに応じた当社株式を交付します。取締役に対し交付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。なお、信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないものとしております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随する費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は当連結会計年度82,301千円、56,138株であります。

4 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,235,044千円

2. 決算期末日満期手形の会計処理

当連結会計年度末日は、金融機関の休業日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

受取手形 182,758千円

5 連結損益計算書に関する注記

1. 補助金収入

山口工場に対して山口県より工場等建設促進補助金を受け入れたものであります。

2. たな卸資産廃棄損

自社の品質基準に達していない製品及び原材料の廃棄等に関連する費用として計上しております。

6 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
普通株式	13,404,862	—	—	13,404,862

2. 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年3月25日 定時株主総会	普通株式	152,371	12.00	2019年12月31日	2020年3月26日

(注) 2020年3月25日定時株主総会の決議による配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(現 株式会社日本カストディ銀行)が保有する当社株式に対する配当金673千円が含まれております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年8月11日 定時取締役会	普通株式	126,975	10.00	2020年6月30日	2020年9月7日

(注) 2020年8月11日取締役会の決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式に対する配当金561千円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年3月24日 定時株主総会	普通株式	149,366	利益剰余金	12.00	2020年12月31日	2021年3月25日

(注) 2021年3月24日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式に対する配当金673千円が含まれております。

7 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い定期預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2) 参照)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (*1)	時 価 (*1)	差 額
(1) 現金及び預金	11,958,996	11,958,996	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,539,292	3,539,292	—
(3) 電子記録債権	385,417	385,417	—
(4) 投資有価証券	99,461	99,461	—
(5) 買掛金	(1,171,906)	(1,171,906)	—
(6) 未払法人税等	(104,023)	(104,023)	—
(7) 長期借入金	(2,588,910)	(2,588,910)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形及び売掛金 (3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については取引所の相場によっております。

(5) 買掛金 (6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

変動金利の借入については、金利の変動リスクを反映していることから、時価は当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額12千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

(注3) 長期末払金(連結貸借対照表計上額499,942千円)は、各役員の退職時期が特定されておらず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

8 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,520円60銭
2. 1株当たり当期純利益金額	39円06銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式会社日本カストディ銀行が保有する当社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております(当連結会計年度56,138株)。また、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当連結会計年度56,138株)。

9 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第62期 (2020年12月31日現在)
資産の部	
流動資産	15,281,642
現金及び預金	5,814,810
受取手形	280,397
売掛金	3,389,743
電子記録債権	385,417
商品及び製品	3,126,913
仕掛品	287,364
原材料及び貯蔵品	1,292,979
前払費用	21,262
関係会社短期貸付金	161,525
その他	521,229
固定資産	9,426,651
有形固定資産	5,388,620
建物	2,326,836
構築物	283,893
機械及び装置	869,739
車両運搬具	7,326
工具、器具及び備品	54,235
土地	1,808,782
リース資産	37,807
無形固定資産	75,396
電話加入権	8,562
ソフトウェア	5,567
ソフトウェア仮勘定	52,933
リース資産	1,258
のれん	6,375
その他	699
投資その他の資産	3,962,633
関係会社株式	2,583,493
投資有価証券	99,461
従業員に対する長期貸付金	73,435
敷金及び保証金	78,594
長期前払費用	7,144
関係会社長期貸付金	808,302
繰延税金資産	301,421
その他	35,782
貸倒引当金	△25,000
資産合計	24,708,294

科目	第62期 (2020年12月31日現在)
負債の部	
流動負債	3,693,350
買掛金	1,168,765
1年内返済予定長期借入金	321,216
未払消費税等	109,056
未払法人税等	102,662
未払費用	398,365
預り金	379,774
賞与引当金	49,353
リース債務	14,902
その他	1,149,254
固定負債	3,461,529
長期借入金	1,852,920
退職給付引当金	302,561
役員株式給付引当金	76,095
長期預り保証金	689,595
長期未払金	499,942
リース債務	27,415
その他	13,000
負債合計	7,154,880
純資産の部	
株主資本	17,520,625
資本金	1,809,177
資本剰余金	2,167,511
資本準備金	1,805,164
その他資本剰余金	362,347
利益剰余金	14,488,300
利益準備金	217,648
その他利益剰余金	14,270,652
開発積立金	1,590,000
土地圧縮積立金	117,011
別途積立金	4,175,386
繰越利益剰余金	8,388,254
自己株式	△944,364
評価・換算差額等	32,788
その他有価証券評価差額金	32,788
純資産合計	17,553,413
負債及び純資産合計	24,708,294

損益計算書

(単位：千円)

科 目	第62期 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)
売上高	12,882,638
売上原価	7,746,920
売上総利益	5,135,718
販売費及び一般管理費	4,590,991
営業利益	544,726
営業外収益	
受取利息	11,476
受取配当金	1,160,268
受取地代家賃	16,281
為替差益	24,200
企業誘致奨励金	34,432
受取保険金	36,380
情報提供料収入	2,692
支払手数料返戻金	27,000
その他	22,254
営業外収益合計	1,334,984
営業外費用	
支払利息	9,329
支払手数料	3,623
その他	514
営業外費用合計	13,468
経常利益	1,866,243
特別利益	
補助金収入	106,757
特別利益合計	106,757
特別損失	
たな卸資産廃棄損	415,213
特別損失合計	415,213
税引前当期純利益	1,557,786
法人税、住民税及び事業税	183,980
法人税等調整額	△48,084
法人税等合計	135,896
当期純利益	1,421,890

株主資本等変動計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	1,809,177	1,805,164	362,347	2,167,511	217,648
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—
当期末残高	1,809,177	1,805,164	362,347	2,167,511	217,648

	株主資本							
	利益剰余金						自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金				利益剰余金合計			
	開発積立金	土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	1,590,000	117,011	4,175,386	7,245,711	13,345,757	△564,257	16,758,189	
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	△279,347	△279,347	—	△279,347	
当期純利益	—	—	—	1,421,890	1,421,890	—	1,421,890	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△380,107	△380,107	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	
当期変動額合計	—	—	—	1,142,543	1,142,543	△380,107	762,435	
当期末残高	1,590,000	117,011	4,175,386	8,388,254	14,488,300	△944,364	17,520,625	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	45,381	45,381	16,803,571
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	△279,347
当期純利益	—	—	1,421,890
自己株式の取得	—	—	△380,107
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△12,593	△12,593	△12,593
当期変動額合計	△12,593	△12,593	749,842
当期末残高	32,788	32,788	17,553,413

個別注記表

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

其他有価証券

- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算出しております。)
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産の減価償却の方法（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～50年
機械装置	8～12年

② 無形固定資産の減価償却の方法（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度負担分を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により発生翌事業年度から費用処理しております。

④ 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

- ・ヘッジ会計の方法

為替予約 振当処理によっております。

- ・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建取引

- ・ヘッジ方針

当社社内規程に基づき為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

- ・ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引に対しては、為替予約とヘッジ対象取引との通貨単位、取引金額及び決済期日等の同一性について、社内管理資料に基づき有効性評価を行っております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. のれんの償却に関する事項

のれんは5年間で均等償却を行っております。

2 未適用の会計基準等

収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

① 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

② 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

③ 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

3 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,225,033千円

2. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	306,677千円
長期金銭債権	808,302千円
短期金銭債務	265,719千円

3. 決算期末日満期手形の会計処理

当事業年度末は金融機関の休業日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

受取手形	182,758千円
------	-----------

4 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上	540,574千円
その他営業費用	503,720千円
営業取引以外の取引高	1,157,066千円

2. 補助金収入

山口工場に対して山口県より工場等建設促進補助金を受け入れたものであります。

3. たな卸資産廃棄損

自社の品質基準に達していない製品及び原材料の廃棄等に関連する費用として計上しております。

5 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	763,402	250,400	—	1,013,802
合計	763,402	250,400	—	1,013,802

(注) 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数には、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式数がそれぞれ56,138株及び56,138株が含まれております。

(変動事由の概要)

増減数の主な内訳は、次の通りであります。

取締役会決議による自己株式買付による増加 250,400株

6 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	9,292千円
預り金	103,196千円
未払割戻金	27,963千円
賞与引当金	15,033千円
製品等廃棄損等	101,086千円
資産除去債務	3,959千円
退職給付引当金	92,160千円
長期未払金	152,282千円
役員株式給付引当金	23,178千円
貸倒引当金	7,615千円
減損損失	39,433千円
税務上の繰延資産	1,064千円
その他	19,879千円
小計	596,146千円
評価性引当額	△229,110千円
繰延税金資産合計	367,036千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△14,362千円
土地圧縮積立金	△51,253千円
繰延税金負債合計	△65,615千円
繰延税金資産の純額	301,421千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
住民税均等割等	1.2%
試験研究費控除	△2.4%
評価性引当額の増減	0.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△21.5%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.7%

7 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Kanesho Soil Treatment SRL/BV	(所有) 直接 60.0%	役員の兼務 農業の仕入 知的財産権の ライセンス使用	農業の仕入 (注3)	942,983	買掛金	24,123
				知的財産権 のライセンス 使用	241,595	流動負債 その他 (注4)	241,595

(注1) 仕入価格については、市場価格を勘案して取引条件を決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等が含まれていませんが、期末残高には消費税等が含まれております。

(注3) 三井物産株式会社を通して当社海外連結子会社Kanesho Soil Treatment SRL/BVから製品を仕入れております。

(注4) 「流動負債 その他」は、手数料による未払金であります。なお、未払金は、手数料と同額であります。

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	AGRO-KANESHO KOREA CO.,LTD.	(所有) 直接 100.0%	役員の兼務 農業の販売	農業の販売	540,574	売掛金	138,120

(注1) 販売価格については、市場価格を勘案して取引条件を決定しております。

(注2) 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 KANESHO CHP	(所有) 直接 70.0%	役員の兼務 知的財産権の ライセンス使用 資金の貸付	知的財産権の ライセンス使用	250,000	関係会社 短期貸付金	161,525
						関係会社 長期貸付金	808,302

(注1) 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は設定してありません。

8 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,416円62銭
2. 1株当たり当期純利益金額	113円34銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式会社日本カストディ銀行が保有する当社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております（当事業年度56,138株）。また、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当事業年度56,138株）。

9 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月15日

アグロ カネショウ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森田 浩之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長島 拓也 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アグロ カネショウ株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アグロ カネショウ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第62期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を企業会計審議会が定める「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月16日

アグロ カネショウ株式会社 監査役会

常勤監査役 長谷川 正 次 ㊟

常勤監査役 市 野 則 夫 ㊟

社外監査役 横 山 和 夫 ㊟

社外監査役 大久保 雅 晴 ㊟

(注) 監査役横山和夫及び大久保雅晴は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月15日

アグロ カネショウ株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 森田 浩之 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 長島 拓也 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アグロ カネショウ株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を企業会計審議会が定める「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月16日

アグロ カネショウ株式会社 監査役会

常勤監査役	長谷川 正 次	㊦
常勤監査役	市 野 則 夫	㊦
社外監査役	横 山 和 夫	㊦
社外監査役	大久保 雅 晴	㊦

(注) 監査役横山和夫及び大久保雅晴は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期末の配当につきましては、長期的観点に立ち安定的な配当を維持し、株主の皆様のご信頼にお応えしますことを基本的な考え方としております。

今後の事業展開を慎重に検討しました結果、第62期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1

配当財産の種類

金銭といたします。

2

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき12円といたします。

この場合の配当総額は、149,366,376円となります。

なお、年間配当金につきましては、中間期に1株につき10円を配当させていただきましたので、合わせて年間1株につき22円となります。

3

剰余金の配当が効力を生じる日

2021年3月25日といたします。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

迅速な意思決定を実現するとともに、経営のモニタリング機能を高め、一層のコーポレート・ガバナンス強化を図るために監査等委員会設置会社へ移行することとしたいと存じます。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものいたします。

(下線部は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第1条～第3条 (条文省略) (機関)	第1条～第3条 (現行どおり) (機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 <u>(2) 監査役</u> (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (削除) (2) <u>監査等委員会</u> (3) 会計監査人
(公告方法)	(公告方法)
第5条 当社の公告方法は、電子公示とする。 <u>ただし</u> 、事故その他やむを得ない事由によって電子公示による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。	第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。 <u>但し</u> 、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。
第6条 (条文省略) (自己の株式の取得)	第6条 (現行どおり) (自己の株式の取得)
第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をよって自己の株式を取得することができる。	第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。
第8条～第17条 (条文省略)	第8条～第17条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(取締役の定員)</p> <p>第18条 当社の取締役は<u>12名以内とする。</u></p>	<p>(取締役の定員)</p> <p>第18条 当社の取締役は<u>9名以内とし、このうち監査等委員である取締役が4名以内、監査等委員である取締役を除いた取締役が5名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p>
<p>2～3 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>2～3 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>4 <u>法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において、補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>5 <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議により短縮されない限り、当該選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、在任取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要のあるときはこれを短縮することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の権限)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>2 <u>取締役会に関する事項については、取締役会で定める取締役会規程による。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>4 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は各取締役に対し会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要のあるときはこれを短縮することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の権限)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 <u>前条の規定にかかわらず、当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条～第28条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p style="text-align: center;">(監査役の定員)</p> <p>第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(監査役の選任)</p> <p>第30条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(補欠監査役の選任)</p> <p>第31条 法令または定款に定める監査役の員数を欠いた場合に備え、株主総会において監査役の補欠者を予め選任することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">3 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条～第30条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p>(常勤監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要のあるときはこれを短縮することができる。</p>	(削除)
<p>(監査役会の権限)</p> <p>第35条 監査役会は、特に法令又は本定款に定める事項のほか、当会社における監査の方針、業務及び財産の状況の調査方法その他の監査役の職務の執行に関する事項を決定する。</p> <p>2 監査役会に関する事項については、監査役会で定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(報酬等)</p> <p>第37条 監査役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意かつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第31条 監査等委員会は、その決議によって、<u>常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し会日の3日前までに発するものとする。<u>但し、緊急の必要のあるときはこれを短縮することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、<u>出席監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第34条 監査等委員会に関する事項は、<u>法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第39条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第35条～第37条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(配当の除斥期間)</p> <p>第42条 配当財産が金銭である場合は、支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払い業務を免れる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(配当の除斥期間)</p> <p>第38条 配当財産が金銭である場合は、支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。</p> <p>(附則)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <ol style="list-style-type: none">1 令和3年3月24日開催の第62回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。2 令和3年3月24日開催の第62回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお従前の例による。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（7名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

1 くしびき 榎引 ひろのり 博敬

再任

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1973年4月 兼商(株)（現アグロ カネショウ(株)）入社
- 1981年2月 当社取締役
- 1985年1月 当社専務取締役
- 1991年3月 当社代表取締役社長（現在に至る）
- 2003年12月 Kanesho Soil Treatment SRL/BV代表取締役社長（現在に至る）

生年月日

1949年6月9日

取締役在任期間

40年

取締役会出席率

100%（16回／16回）

所有する当社株式の数

401,594株

● 取締役候補者とした理由

榎引博敬氏は、1991年に代表取締役社長に就任し、長年にわたり力強いリーダーシップにより当社の経営を統括し、その豊富な経験と実績を基にその成長を牽引して参りました。当社の持続的な成長と企業価値の向上に資するものと判断したため、取締役の候補者いたしました。

● その他取締役候補者に関する特記事項

当社は、取締役及び監査役的全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務に関し損害賠償責任を負うこと又は当該責任の追及に関する請求を受けることにより生じる損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。候補者が取締役に就任した場合、引き続き当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約は2022年2月に更新する予定であります。

再任

2 いのうえ 井上 ともひろ 智広

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1972年 4月 兼商化学工業(株) (現アグロ カネショウ(株)) 入社
- 1993年 1月 当社開発部長
- 1995年 3月 当社取締役開発部長
- 2003年12月 Kanesho Soil Treatment SRL/BV取締役 (現在に至る)
- 2005年 3月 当社常務取締役研究開発本部長
- 2011年 3月 当社専務取締役
- 2016年 3月 当社代表取締役専務 (現在に至る)

生年月日
1947年 8月17日

取締役在任期間
26年

取締役会出席率
100% (16回/16回)

所有する当社株式の数
44,740株

● 取締役候補者とした理由

井上智広氏は、研究開発、海外業務などに豊富な経験を有しており、代表取締役専務として、業務全般の統括の役割を適切に果たし、当社の経営に貢献しております。当社の持続的な成長と企業価値の向上に資するものと判断したため、取締役の候補者といたしました。

● その他取締役候補者に関する特記事項

当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務に関し損害賠償責任を負うこと又は当該責任の追及に関する請求を受けることにより生じる損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。候補者が取締役に就任した場合、引き続き当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約は2022年2月に更新する予定であります。

3 きのした 木下 よしお 善夫

新任

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1985年4月 三井物産(株)入社
- 2005年4月 米国三井物産 Specialty Chemicals Dept. General Manager
- 2009年4月 三井物産(株)機能化学品業務部 ケミカルフロンティア統括室長
- 2011年1月 同社ソーラービジネス事業部 第三営業室長
- 2016年9月 Mitsui AgriScience International S.A./N.V.
Managing Director
- 2020年11月 当社入社 顧問（現在に至る）

生年月日

1961年4月30日

所有する当社株式の数

0株

● 取締役候補者とした理由

木下善夫氏は、三井物産(株)に入社後、長年にわたり化学品部門の営業及び事業投資・事業経営に従事し、農業販売会社及び種子事業会社の取締役を歴任して参りました。これらの経験・実績は、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資するものであると判断したため、同氏を新たに取締役の候補者といたしました。

● その他取締役候補者に関する特記事項

当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務に関し損害賠償責任を負うこと又は当該責任の追及に関する請求を受けることにより生じる損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。候補者が取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約は2022年2月に更新する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

1 は せ が わ ま さ つ ぐ 長谷川 正次

新任

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年4月 兼商化学工業(株) (現アグロ カネショウ(株)) 入社
2003年4月 当社営業部長
2007年3月 当社常勤監査役 (現在に至る)

● 監査等委員である取締役候補者とした理由

長谷川正次氏は、長年にわたり営業部門に携わり、当社の業務及び事業環境に精通しており、その経験を基に常勤監査役に就任し、監査実務に関する豊富な知識を有しております。これらの経験と知識を当社の経営の監査等に活用していただけると判断したため、監査等委員である取締役の候補者いたしました。

● その他監査等委員である取締役候補者に関する特記事項

当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務に関し損害賠償責任を負うこと又は当該責任の追及に関する請求を受けることにより生じる損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約は2022年2月に更新する予定であります。

生年月日
1950年2月20日

監査役在任期間
14年

取締役会出席率
100% (16回/16回)

監査役会出席率
100% (14回/14回)

所有する当社株式の数
10,900株

2 ふじくら 藤倉 もとはる 基晴

新任	社外	独立
----	----	----

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1971年 7月 大蔵省入省
- 1987年 7月 内閣官房内閣審議官
- 1996年 7月 横浜税関長
- 1997年 7月 国税庁長官官房国税審議官
- 2000年 7月 世界銀行グループ国際金融公社東京駐在特別代表
- 2006年 6月 (株)大阪証券取引所常務取締役
- 2013年 1月 (株)日本取引所グループ大阪証券取引所代表取締役社長
- 2013年10月 SMBCフレンド証券(株)顧問
- 2015年 3月 当社取締役（現在に至る）

生年月日

1947年 8月19日

社外取締役在任期間

6年

取締役会出席率

100%（16回／16回）

所有する当社株式の数

4,600株

● 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

藤倉基晴氏は、長年にわたり金融業界に携わり、会社経営について豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として客観的な立場から当社の経営について意見・助言等をいただき参りました。これまでの実績を踏まえ、今後も当社のコーポレート・ガバナンス及び経営監督機能の強化に資すると判断したため、監査等委員である社外取締役の候補者としたしました。

● その他監査等委員である社外取締役候補者に関する特記事項

藤倉基晴氏は監査等委員である社外取締役候補者であり、現在東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。なお、同氏の選任が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定であります。

当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務に関し損害賠償責任を負うこと又は当該責任の追及に関する請求を受けることにより生じる損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、引き続き当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約は2022年2月に更新する予定であります。

3 岩崎 泰一

いわさき

ひろかず

新任 社外 独立

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2007年 9月 弁護士登録
新宿法律事務所パートナー（現在に至る）
- 2016年 3月 当社取締役（現在に至る）

● 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

岩崎泰一氏は、法律の専門家としての幅広い経験と見識を有しており、社外取締役として客観的な立場から当社の経営について意見・助言等をいただいております。これまでの実績を踏まえ、今後も当社のコーポレート・ガバナンス及び経営監督機能の強化に資すると判断したため、監査等委員である社外取締役の候補者といたしました。

● その他監査等委員である社外取締役候補者に関する特記事項

岩崎泰一氏は監査等委員である社外取締役候補者であり、現在東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。なお、同氏の選任が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定であります。

当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務に関し損害賠償責任を負うこと又は当該責任の追及に関する請求を受けることにより生じる損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、引き続き当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約は2022年2月に更新する予定であります。

生年月日
1978年1月15日

社外取締役在任期間
5年

取締役会出席率
100%（16回／16回）

所有する当社株式の数
1,600株

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

よこやま よしかず
横山 良和

新任 社外 独立

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1989年10月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所
- 1993年7月 公認会計士登録
- 1993年7月 横山公認会計士事務所入所（現在に至る）
- 1993年7月 監査法人新橋会計社代表社員
- 1993年9月 税理士登録
- 1997年6月 横山良和公認会計士事務所代表（現在に至る）
- 2012年4月 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構監事
- 2016年6月 東芝プラントシステム(株)社外取締役
- 2016年9月 独立行政法人酒類総合研究所監事（現在に至る）

生年月日

1964年7月2日

所有する当社株式の数

0株

● 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

横山良和氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験を有し、当社の経営の監査等に活用していただけると判断したため、補欠の監査等委員である社外取締役の候補者いたしました。

● その他補欠の監査等委員である社外取締役候補者に関する特記事項

横山良和氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として責任を負担する契約を締結する予定であります。

当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務に関し損害賠償責任を負うこと又は当該責任の追及に関する請求を受けることにより生じる損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約は2022年2月に更新する予定であります。

第6号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、2017年3月28日開催の第58回定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、経済情勢等諸般の事情を勘案して、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を年額300百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社は、取締役の報酬等について、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、株主総会で決議された報酬枠の枠内で、担当する業務や職責・役位をベースに業績や今後の持続的成長への貢献度等を加味し、役員報酬を支払うことを基本方針としております。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて固定報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は3名（うち社外取締役0名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものといたします。

第7号議案

監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、経済情勢等諸般の事情を勘案して、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものといたします。

第8号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、2017年3月28日開催の第58回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入につきご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、本議案において同じ。）に対して、本制度に基づく報酬を支給すること、及び下記2. 記載の「本制度における報酬等の額・内容等」の詳細は取締役会にご一任いただくことにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬枠は、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件」にてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で、2021年12月末で終了する事業年度から2022年12月末で終了する事業年度まで2事業年度（以下「対象期間」といいます。但し、下記2.（2）のとおり対象期間の延長を行う場合があります。）の間に在任する取締役に対して、設定するものです。

本制度は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性を明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落によるリスクをも負担し、株価の上昇による利益と株価の下落による損失を株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とするものであり、その基本的な仕組みは従前の本制度と同様です。当社は、取締役の報酬等について、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、株主総会で決議された報酬枠の枠内で、担当する業務や職責・役位をベースに業績や今後の持続的成長への貢献度等を加味して支払うことを基本方針としており、本議案に係る報酬等の内容、金額及び株式数は、当該方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものいたします。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（従前の本制度運用のために設定済みです。以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。その他本制度の骨子は下表のとおりです。

①	本制度の対象者	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）
②	対象期間	2021年12月末で終了する事業年度から2022年12月末で終了する事業年度まで
③	②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金100百万円
④	当社株式の取得方法	取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法又は自己株式の処分による方法
⑤	①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度当たり50,000ポイント
⑥	ポイント付与基準	役位に応じたポイントを付与
⑦	①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の信託期間を2年間延長するとともに、信託期間中に、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、合計金100百万円を上限とする金銭を、対象期間中に在任する取締役に対する報酬として追加信託することといたします。本信託は、当社が信託した金銭（上記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託内に残存している金銭（もしあれば）を含みます。）を原資として、当社株式を取引所市場（立会外取引を含みます。）を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を2年毎に延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間毎に金100百万円を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に下記（3）のポイント付与及び下記（4）の当社株式の交付を継続します。

また、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

（3）取締役に交付される当社株式数の算定方法と上限

①取締役に對するポイントの付与方法及びその上限

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、各役位に応じたポイントを付与します。当社が取締役に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり50,000ポイントを上限とします。

②付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与を受けたポイントの数に応じて、下記（4）の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイント当たりの株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

（4）取締役に對する当社株式の交付

各取締役に對する上記（3）の当社株式の交付は、各取締役が原則としてその退任時に所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。但し、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭（当該換金額）で交付します。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭（当該換金額）で交付することがあります。

以 上

【株主メモ】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月下旬開催
基準日	定時株主総会・期末配当金 12月31日 中間配当金 6月30日
株主名簿管理人 及び特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先	0120-782-031 (フリーダイヤル)

【株主優待のお知らせ】

株主の皆様の日頃からのご支援に感謝し、株主優待を実施させていただきます。
毎年12月末日現在の株主名簿に記載又は記録された、当社株式1単元（100株）以上を保有されている株主様を対象といたします。

保有株式数	優待の内容	基準日
100株以上：	全国共通おこめ券2枚（2kg相当分）	12月末日
100株以上かつ1年以上継続保有：	全国共通おこめ券4枚（4kg相当分）	12月末日

1年以上継続保有とは、12月末日及び6月末日の当社株主名簿に、同一株主番号で連続3回（12月末が2回及び6月末が1回）以上記載又は記録された株主様といたします。

※なお、おこめ券は株主総会終了後に発送します決議通知に同封いたします。



株主総会会場ご案内図

開催
日時

2021年3月24日(水曜日)
午前10時

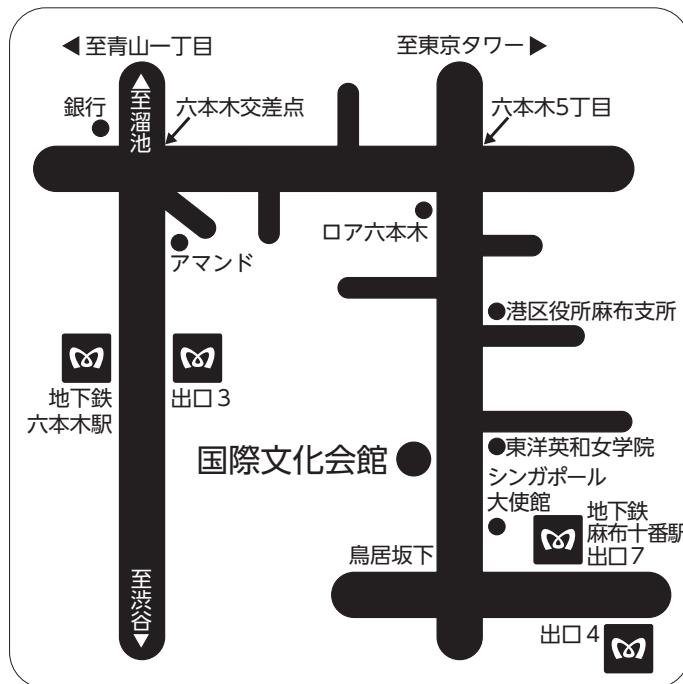
開催
場所

東京都港区六本木五丁目11番16号
公益財団法人 国際文化会館地下1階
岩崎小彌太記念ホール

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症が広がっています。
本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。



交通の ご案内

○ 東京メトロ日比谷線

「六本木駅」 出口3 より 徒歩約10分

○ 都営大江戸線

「麻布十番駅」 出口7 より 徒歩約5分

○ 東京メトロ南北線

「麻布十番駅」 出口4 より 徒歩約8分

公共交通機関でのご来場をお願い申し上げます。



アグロ カネショ株式会社

〒107-0052 東京都港区赤坂四丁目2番19号

<https://www.agrokanesho.co.jp/>